

平成30年第1回土浦市国民健康保険運営協議会 議事録

- 平成30年1月25日（木） 15:00開会
- 出席者 13名
- 傍聴人 0名
- 過半数の出席が得られたので、本会議が成立する。（土浦市国民健康保険規則第4条第5項）

会 長

- ・ 会長挨拶
- ・ 議長は「岩井浩一会長」が務める。（土浦市国民健康保険規則第4条4項）
- ・ 議事録署名人は、議長により、小原委員、名田部委員が指名される。（土浦市国民健康保険規則第7条）

協議事項（1） 土浦市国民健康保険税率の改正について

- 事務局説明：別添資料に基づき説明

質疑  
委員

(事務局)

- ・ 平成30年度標準保険料率算定に必要な保険料総額（参考資料2の5頁）は、県が示したもののか。
- ・ 県が示したものである。納付金を納めるにあたって、平成30年度の必要保険料総額（一般被保険者分）41億8千万円を被保険者数で割り返して、30年度の1人あたりの金額として、11万7千円と算出されている。29年度の1人あたりの金額は、あくまでも理論上の仮の数値として算出され、その29年度のと30年度のとを比較し、H29-H30増減額として土浦市では2,801円の増額と表現されている。新聞に、1人あたりの保険料額の増減について報道されたが、あくまで理論上の数値の比較であり、実際の保険料の増減とは相違がある。

委 員

(事務局)

- ・ (資料1) についてパターン1と2が示されているが、パターン2では高所得者層において、対前年比で減額になっている部分が見られる。これら以外の選択肢はなかったのか。
- ・ 高所得者層においては、国保の最高限度額があり、税率改正をしても伸びは小さくなる。平成30年度は、最高限度額についてこれから国会において改正が予定されており、医療分について4万円引き上げが予定されている。（現行89万円が93万円になる）この最高限度額改正が行われると、パターン2での高所得者で対前年度比が減額になる部分はなくなってくると思われる。

- 委員  
(事務局)
- ・賦課割合は、応能応益50対50になっているのか。
  - ・今回の改正以前は、法令上の根拠に基づき応能応益50対50に近づけるよう、平成26年の土浦市における改正では、所得割の賦課割合を減らして、均等割、平等割の賦課割合を増やした経緯がある。今回の改正からは、法令上応能応益50対50のしぼりがなくなり、県から毎年示される標準保険料率を参考にして、市町村が実情に合わせて賦課割合を決めて税率改正を検討することとなった。
- 委員  
(事務局)
- ・パターン2を、額ではなく負担率で見るとどうなるのか表すことができるか。
  - ・負担率ベースでは難しい。
- 委員  
(事務局)
- ・所得階級が0円の人負担は増えるのか。
  - ・所得0円の人負担は所得割はかからないが、均等割と平等割がかかり、パターン1よりパターン2の方が均等割・平等割の賦課割合が高いため、均等割・平等割の増額分は大きくなる。
- 委員  
(事務局)
- ・パターン1とパターン2の増額分の金額を比べると、所得額が50万円以下や0円の区分で倍近い開きが見られる。所得が少ない人からの負担を増やすことは難しいと思うがどうか。
  - ・国民健康保険制度自体が、加入者から広く負担していただくことになっている。低所得者に対しては、所得に応じて均等割・平等割の7割分・5割分・2割分を軽減する制度があり、これにより負担を軽減することができる。
- 委員  
(事務局)
- ・土浦市で、差押等、強制執行をしたことがあるか。
  - ・収納については納税課が担当しているが、滞納処分として差押などを行っている。また、現年度課税分については、支払が遅れた場合に電話で納入を促し（コールセンター）、初期段階の滞納者を減らす対策を行っている。
- 委員  
(事務局)
- ・赤字の場合は、一般会計から繰入を増やしていたが、今後はどのようにするのか。
  - ・これまでは、市が保険者であったため、国保の財政運営として医療費を支払うために、不足する分を一般会計から繰入を行うなどしてやりくりしていた。しかし今後は、県が県内の国保の財政運営を担うことになり、医療費の支払は県がやりくりすることになる。市町村の役割は、県がやりくりする医療費の財源として、県から示される納付金を、県に納めていくことになる。従って、市は納付金を支払うために財政運営を行っていくことになる。一般

会計からの繰入については、国や県の方針では、欠損補填目的のものは、計画的に削減していく必要があるとしており、平成30年度については、平成29年度と同額の5億円で、財政当局と折り合っている。

委員  
(事務局)

- ・実際に医療費がかかった場合にはどうするのか。
- ・市町村が支出する医療費分は、その全額について県から交付される仕組みになっており、市町村で医療費の支出において不足を生じる事態はなくなる。市町村は、県から示される納付金（土浦市の平成30年度分は約49億円）を県に対して支払うことになる。

(会長)

委員

- ・パターン1とパターン2のどちらがよいか。
- ・パターン2のほうが、全体的に伸び幅がよりゆるやかであると思われる。

(会長)

- ・これまでの議論を踏まえ、パターン2を良しとされる方は挙手願います。

(全委員挙手)

委員  
(事務局)

- ・生活保護者については、国保ではどのように対応するか。
- ・生活保護者は、国保の被保険者にはならないため、国保の対象からは除かれる。生活保護制度において対応する。

委員  
(事務局)

- ・所得0円の層は、高齢者が多いのか。
- ・年金生活者については、65歳以上では、年金収入が120万円までは所得額が0円となっており、高齢者は多いと思われる。

(会長)

- ・これまでの協議の結果を踏まえ、パターン2により答申する。

その他

○ 事務局説明：土浦市国民健康保険運営協議会の開催予定

(平成30年2月または3月)

を説明

16:15 終了